

令和3年9月29日

各高齢者施設・住まい } 管理者様  
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

### 緊急事態宣言解除後の感染防止対策への協力について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨日、国は、本県に発出していた緊急事態宣言を、9月30日で解除することを決定しました。これを受け、本県では緊急事態宣言解除後の10月1日から10月24日までこれまで行ってきた飲食店等の要請を段階的に緩和することとしました。

高齢者施設等においては、今回の緊急事態宣言下ではこれまでと比べクラスター化する事例が少なく、皆様の適切な対応によるものと感謝申し上げます。感染防止対策の徹底及びサービス提供の継続については、緊急事態宣言解除後も引き続き【別紙1】のとおり対応をお願いします。

高齢者施設等従事者への定期的なPCR検査は10月末まで実施していますので、まだお申し込みいただいていない事業者は【別紙1】を参照の上、お申し込みください。

なお、令和3年9月28日付で厚生労働省老健局高齢者支援課他から、新型コロナウイルス感染症に対応するための介護報酬の特例的な評価は、令和3年9月末までとし、10月以降は「感染防止対策の継続支援」としてかかり増し経費を補助金により支援する旨、【別紙2】のとおり事務連絡がありました。

介護分野についてのサービス別等に設定される補助上限や対象経費等の詳細、手続等については現時点で不明のため、追ってお示しします。

なお、経費の対象期間は令和3年10月1日から12月31日までとされています。厚生労働省から、介護保険サービス事業所においては、まずは感染防止対策の継続に係る領収書を保存いただくよう連絡がありましたので周知します。

#### 【別添】

- 1 知事メッセージ
- 2 事業者の皆様へ

(別紙1、別紙2、別添の掲載場所)

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)